様式第五号の二（第十四条の三関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ４）

実　務　経　験　証　明　書

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）被証明者氏名 |  |
|  | 証　　明　　者 |
|  |  | 免許証番号 | 国土交通大臣（　　）第　　　　　号　　知事 |
|  |  |
|  |  | 商号又は名称 |  |
| 従業者証明書番号 |  |
|  | 　　　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで　　　　　　　　　年　　月間 | 代表者氏名 | 　　　　　　　　　　　　 |
|  |  | 免許証番号 | 国土交通大臣（　　）第　　　　　号　　知事 |
|  |  |
|  |  | 商号又は名称 |  |
| 従業者証明書番号 |  |
|  | 　　　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで　　　　　　　　　年　　月間 | 代表者氏名 | 　　　　　　　　　　　　 |
|  |  | 免許証番号 | 国土交通大臣（　　）第　　　　　号　　知事 |
|  |  |
|  |  | 商号又は名称 |  |
| 従業者証明書番号 |  |
|  | 　　　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで　　　　　　　　　年　　月間 | 代表者氏名 | 　　　　　　　　　　　　 |
| 在職期間計 | 年　　月間 |

備　考

１　証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であ

　るときはその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。

２　証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。

３　実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

**実務経験証明書に関する注意事項**

申請前１０年間で２年以上の実務経験があることは、取引士の資格要件に必要であり、この要件を欠くと登録されません。

申請者への注意事項

**・実務経験証明書の作成は、実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者自らが作成されたと思われる証明書については、有効な証明書として扱いません。必ず証明者に発行（証明事項記載）してもらってください。**

・実務経験証明書が発行できない場合、登録実務講習を受講していただくことで、実務資格の要件を満たすことができます。

・申請者が宅地建物取引業者の代表者の場合

　他の宅地建物取引業者（現在有効な免許業者であり、実務経験中においても宅地建物取引業者であったもの）、もしくは宅地建物取引業保証協会に証明してもらうことが必要です。

・実務経験先が廃業している場合

他の宅地建物取引業者（現在有効な免許業者であり、実務経験中においても宅地建物取引業者であったもの）が証明したものに加え、社会保険受給資格証明書や給与明細書等、実務経験期間中の在籍を確認できる書類が必要です。

証明者への注意事項

・申請前１０年間で２年以上の実務の経験の内容としては、免許を受けた宅地建物取引業者としての経験又は宅地建物取引業者の下で勤務していた経験であり、下記例に該当するような宅地建物の取引に伴う一連の業務です。

（例）顧客との交渉、物件調書、契約書等の作成、代金・手数料の授受の記載等

受付、秘書いわゆる総務、人事、経理、財務等の一般管理部門等の顧客と直接の接触がない部門に所属し、単に補助的な事務に従事した期間については実務経験とみなされません。

・免許を受けた宅地建物取引業者、又は宅地建物取引業者の下で勤務していた者については、実務経験期間中、従業者名簿に記載され、従業者証明書の交付を受けている必要があります（宅建業法第48条）。

・様式の記入方法については、実務経験証明書記載例をご確認ください。

・記載内容について、個別に確認をさせていただく場合があります。証明書発行者の方は、下記欄に氏名・職名及び連絡先の記入をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 証明書発行者職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |